

FMP Club

平成 17 年 8 月 20 日発行 FMP Club 編集責任者 ファイナンシャル・プランナー 小澤昭彦

新しく始まる高齢者医療保険（老人保険制度の変革）

厚生労働省は 2008 年度にも新設する高齢者医療保険の財源を加入者の保険料で一割、現役世代の医療保険からの財政支援で四割、残り五割を公費で賄う案を軸に検討を始めた。医療保険を高齢者、現役世代の両方とも地域単位に再編し、地域の医療費が多ければ保険料も高くする仕組みも導入、医療費の膨張に歯止めをかける。（医療保険改革）

同省は 8 月 10 日、医療制度改革の柱である医療保険改革について論点整理をまとめ、社会保障審議会・医療保険部会に提示した。医師らに支払う診療報酬体系や医療提供体制の改革案とあわせた医療制度改革試案を 9 月にまとめる。

年内に政府・与党案としてまとめ、関連法案を来年の通常国会に提出する考え。厚生労働省が高齢者医療保険の対象としている 75 歳以上の人の納める保険料は 2007 年度で給付費の 7.3% と見込んでいる。高齢者医療保険の財源の一割を加入者の保険料で賄うと、高齢者全体では現行制度に比べて約 28% の負担増。2007 年度で年 63,000 円の一人あたり保険料は、新制度に移行すると単純計算で 80,000 円程度になる。

新たな保険制度は地域単位で運営し、保険料は公的年金から天引き徴収する。保険料水準は地域の医療費水準に応じて設定。地域の医療費が多ければ保険料は高くなり、安ければ保険料も低くなる。世帯で課税所得がないなど低所得者の保険料は減免措置を検討する。

医療保険改革

医療費の膨張で財政が悪化している医療保険の運営を安定させるための制度改革で、高齢者医療制度の見直しが柱。現在の「老人保健制度」では高齢者は国民健康保険など現役世代と同じ医療保険に加入し、高齢者医療費はかかった分を公費と各医療保険の拠出で賄っており、給付費を点検する仕組みもない。

...高齢者の 1 人あたり医療費は若年世代の 4、5 倍かかるが、高齢者本人の保険料負担には直接響かない。高齢者だけが入る新保険をつくれば、医療費に連動して高齢者の負担も重くなるため、医療費抑制につながると厚生労働省はみている。



本来必要な差額ベッド代とは？

個室や4人部屋以下の病室（正式には、特別療養環境室という。略して、特別室）に入院する場合、健康保険の適用される入院費とは別に請求される、健康保険の適用されない100%自己負担の特別料金。

差額ベッドとは、**比較的ゆったりした4人以下の病室（1人当たり6.4平方メートル以上）で、プライバシー確保のための設備などを備えた病床のこと。**

差額ベッド代は、差額ベッドに入院した場合に請求されます。

上記定義により、6人部屋以上の病室の場合、差額ベッド代は発生しません。

1人当たりの病室の面積が6.4平方メートル未満であれば、例え、ベッド数が4以下であっても、差額ベッド代は発生しません。

特に、重要なのは、差額ベッド代は、患者の希望で差額ベッドの病室に入院した場合にのみ請求できる費用である点。

差額ベッド以外、ベッドが空いていないといった医療機関側の都合による場合は、差額ベッド代は請求できません。また、救急患者や手術後など、治療上の必要から個室での療養が必要な場合は請求できません。

さらに、同意書による患者の同意が無ければ、差額ベッド代は請求できません。患者が知らないうちに差額ベッドの病室に入院させられ、差額ベッド代を請求されることはあってはならないのです。・・読売新聞記事より抜粋

差額ベッド代（単位：％）

1,000円以下	12.1
1,000円超2,000円以下	(17.7)
2,000円超3,000円以下	(15.8)
3,000円超4,000円以下	(10.8)
4,000円超5,000円以下	(11.5)
5,000円超10,000円以下	(21.5)
10,000円超	(10.6)

資料：厚生労働省（平成13年）

N私立大学病院（東京）・差額ベッド代の例

8人部屋	なし
4人部屋	1日：5,000円
3人部屋	1日：8,000円
2人部屋	1日：10,000円

【解説】

今一番売れている保険商品は、医療保険です。特に老後の公的健康保険の制度である「老人保険制度」の対象年齢が70歳から75歳に伸ばされた上にここで記述しているように、2008年度にもその制度の仕組みが変わり自己負担額の増加が予想されています。またその必要な入院日額の一部を占める「差額ベット代」についても、お客さまに正確な情報を提供できるように今回はその内容を組み合わせてみました。損害保険のお客さまにお伝えする知識として是非知っておいていただきたい内容です。

【法人契約の生命保険契約の経理処理の基礎(2)】

養老保険の保険料の取扱い [平成17年4月1日現在法令等]

法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

なお、養老保険とは、満期又は被保険者の死亡によって保険金が支払われる生命保険です。

(1)死亡保険金及び生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額は、損金の額に算入されず、資産に計上します。

(2)死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合

その支払った保険料の額は、被保険者である役員又は使用人に対する給与となります。なお、給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

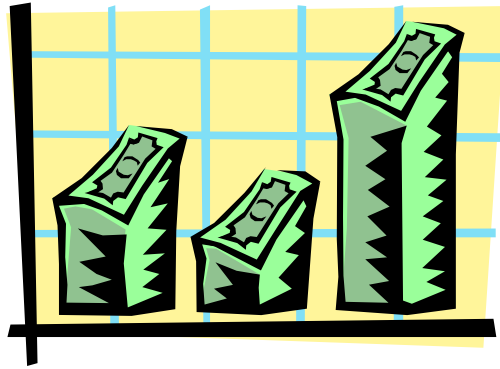
(3)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。・・・**ハーフタックスプラン**

ただし、**役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額はそれぞれ役員又は使用人に対する給与になります(給与とされた保険料の取扱いについては上記(2)と同様となります。)**

(注) 傷害特約などの特約があり、その特約部分の保険料の額が生命保険証券などで区分されている場合は、その特約部分の保険料の額を期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。(ハーフタックスプランが適用される場合) ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、その特約部分の保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

(法基通9-2-10、9-2-16、9-3-4、9-3-6の2、所基通36-31、36-31の4、76-4)



【知って便利な法人税の質疑応答事例集】

役員報酬の既往減給分を一括支給した場合の取扱い

【照会要旨】

当社は、かつて業績が不振でしたので、その回復を図るための対策の一つとして、2年前に株主総会の決議により役員報酬を従来に比し約20%減額し、そのまま現在に至っています。最近ようやく業績が好転してきたので、役員報酬を減額前の金額に戻し、併せて、既往の減額分の合計額を一括して支給したいと考えています。この既往の減額分の一括支給額は、税務上役員報酬として損金算入することが認められますか。

なお、現在の役員はいずれも2年前から引き続き在職しており、かつ、今回の増額後の役員報酬は、税務上も適正額の範囲内です。

【回答要旨】

照会の役員報酬の**既往減額分の一括支給**は、税務上は**役員賞与**を支給したものととして、損金算入は認められません。

（理由）

役員報酬の増額があった場合には、定時株主総会において増額支給を決議した日を含む事業年度の期首にさかのぼって差額支給をする場合を除き、それ以前に遡及する差額支給は、すべて臨時的給与（賞与）として取り扱うこととされています（法人税基本通達9-2-9の2）。

したがって、照会のように、仮に業績不振のためにした減額分を回復するための増額であっても、減額時までさかのぼって増額支給するようなものは、役員賞与として取り扱われることとなります。

【関係法令通達】

法人税法第35条第1項

法人税基本通達9-2-9の2、9-2-13

注記

平成17年4月30日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が

行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

